

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年10月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100591号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100032号

## 第1 結論

昭和57年\*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年\*月から昭和60年3月まで

私の両親は、A県B市で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。生前、母は、「国民年金保険料を支払ってあげたから。」と言っており、母が私に嘘をつくはずはないので、請求期間の保険料は納付済みのはずである。調査の上、記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、加入手続の時期については不明であるとしているものの、両親が、B市において請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、請求者が初めて国民年金の被保険者となった昭和57年\*月\*日の被保険者資格の取得処理年月日が平成8年7月29日であることが確認できることから、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、被保険者資格の取得処理が行われた頃に払い出されたと推認でき、請求者はこの頃に加入手続を行ったと考えられる上、請求者の国民年金番号は、C社会保険事務所(当時)において、D市へ払い出された国民年金番号であることから請求者の主張と符合しない。

また、上記加入手続時点においては、請求期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、上記の国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、B市を管轄していたE社会保険事務所(当時)において、昭和57年\*月から同年\*月までの期間に同市に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名を国民年金手帳記号番号払出簿にて目視で確認したが、請求者の氏名は見当たらなかった。

加えて、B市は、保存期限を経過しているため、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については資料がなく、確認することができない旨回答している。

また、戸籍の附票によると、請求者は昭和 57 年\*月\*日から請求期間の終期まで、F 県 G 市に住所を定めていたことが確認でき、当該期間においては、B 市で請求者に係る国民年金の加入手続を行うことはできないほか、保険料を納付することもできない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に関与しておらず、請求者の母親は既に亡くなっているほか、請求者は、父親は請求期間の保険料納付等について覚えていない旨回答していることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況について証言を得ることができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。